編　集
遺産分割協議実務研究会

遺産分割協議実務マニュアル

―Q&Aと協議書文例―

全

新日本法規

○財産分与・慰謝料請求権

Q　被相続人Ａが離婚していた場合、遺産分割協議において注意する点はありますか。

A　１　離婚に伴う財産分与請求権は、その一身専属的権利性質から、基本的抽象的な財産分与請求権は相続の対象となりません。他方で、財産分与の意思表示がされた後の財産分与請求権は相続財産として認められます。

２　財産分与請求権や慰謝料請求権を相続する場合のその評価は、金銭であればその金額、不動産であれば不動産の評価額とすることが通常です。

３　具体化された財産分与請求権や慰謝料請求は、相続の開始によって相続分の割合に応じて当然に分割され、各相続人に承継されます。

解　説

１　離婚に伴う財産分与の相続財産性

離婚をした者の一方は、相手方に対して財産の分与を請求することができます（民768①・771）。また、相手方が有責配偶者である場合において、当該有責配偶者の行為が不法行為（民709）の要件を充たす場合、有責配偶者に対し慰謝料の請求をすることができます。

ここで、まず、離婚に伴う財産分与請求権はいわゆる一身専属権と理解されていますが、一身専属性を理由に、相続の対象にはならないのではないかが問題となります。この点、裁判例は、基本的抽象的な財産分与請求権は相続の対象とならないものの、財産分与の権利者が財産分与の具体的な内容を確定させる前に死亡してしまった場合であっても、財産分与の意思が表示された後の財産分与請求権は普通の財産権と化しており、相続財産性が認められるとしています（名古屋高決昭27・７・３高民５・６・265）。したがって、財産分与の権利者が死亡する前に相手方に対し財産分与の意思表示を行っていれば、それは財産権として相続の対象になると解されます。

また、慰謝料請求権については、交通事故における生命侵害の場合の判例ではありますが、被害者の慰謝料請求権は、財産上の損害賠償請求権と同様、単純な金銭債権であり、相続人が当然に慰謝料請求権を相続すると判示しています（最判昭42・11・１判時497・13）。

２　離婚に伴う財産分与請求権等の評価

財産分与請求権や慰謝料請求権を相続する場合の評価は、その対象が金銭であればその金額、不動産であれば不動産の評価とすることが一般的です。

ただし、金銭債権については、請求する相手方（元配偶者）のその資力が乏しい場合等全額回収することが困難な場合も想定されますので、その場合には、遺産分割協議において額面通り金銭債権を評価してよいのか、相続人の意向を確認して、遺産分割協議を進めることが肝要です。

３　離婚に伴う財産分与請求権等の承継方法等

具体化された財産分与請求権や慰謝料請求は、相続の開始によって相続分の割合に応じて当然に分割され、各相続人に承継されます。

なお、遺産分割協議によって被相続人の離婚に伴う財産分与請求権を相続した相続人は、被相続人の元配偶者に対し請求をしていくことになるわけですが、その場合には、まずは、協議を行い、その協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所に「協議に代わる処分」（「協議に代わる処分」とは審判手続を指しますが、通常は調停手続を経ます。）を請求することができます（民768②）。

参考事例

○離婚当事者の財産分与請求権は既にその当事者の分与請求の意思が表示されたときは、まだ調停又は協議の成立若しくは協議に代わる裁判所の処分が完結していなくても、普通の財産権と同様に相続され得べき権利であるとされた事例（名古屋高決昭27・７・３高民５・６・265）

○「損害賠償請求権発生の時点について、民法は、その損害が財産上のものであるか、財産以外のものであるかによつて、別異の取扱いをしていないし、慰藉料請求権が発生する場合における被害法益は当該被害者の一身に専属するものであるけれども、これを侵害したことによつて生ずる慰藉料請求権そのものは、財産上の損害賠償請求権と同様、単純な金銭債権であり、相続の対象となりえないものと解すべき法的根拠はなく、民法711条によれ

ば、生命を害された被害者と一定の身分関係にある者は、被害者の取得する慰藉料請求権とは別に、固有の慰藉料請求権を取得しうるが、この両者の請求権は被害法益を異にし、併存しうるものであり、かつ、被害者の相続人は、必ずしも、同条の規定により慰藉料請求権を取得しうるものとは限らない」ことを理由に、被害者が死亡したときは、その相続人は当然に慰謝料請求権を相続するとされた事例（最判昭42・11・１判時497・13）

○持戻免除意思表示があることを記載する協議書

概　要

被相続人	X
相 続 人	配偶者A、子B（長男）及び子C（長女）の３名
相続財産	不動産（自宅である土地及び建物）、預金（２口座。預金額はそれぞれほぼ同額）
遺 言 書	自筆証書遺言あり。 自宅（土地及び建物）をAに遺贈する。持戻免除意思表示の記載はない。
その他の事情	Xは婚姻期間が30年を超えるAと自宅に同居しており、BとCはそれぞれ独立していた。

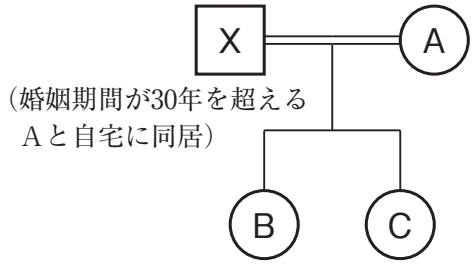

分割方法の検討

1　持戻免除の意思表示を確認する

民法903条１項は、共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者がある場合は、被相続人が相続開始時に有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする旨規定しています。同項における被相続人からの遺贈又は贈与を特別受益といい、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額に贈与の価額を加算することを持戻しといいます。

そして、被相続人が、相続人の特別受益について、持戻しを免除するとの意思表示をした場合は、その意思に従うことになります（民903③）。なお、被相続人は、持戻免除の意思表示を自由に撤回することができます。

特別受益が生前贈与の場合、持戻免除の意思表示の方法には特別の方式はなく、生前の意思表示でも、遺言でも、黙示の意思表示でもよいとされています。

本ケースのように、特別受益が遺贈の場合、持戻免除の意思表示は遺言によらなければならないとするのが従来の通説です。なお、大阪高裁平成25年７月26日決定（判時2208・60）は、「仮に遺言による特別受益について、遺言でなくとも持戻免除の意思表示の存在を証拠により認定することができるとしても、方式の定められていない生前贈与と異なり、遺言という要式行為が用いられていることからすれば、黙示の持戻免除の意思表示の存在を認定するには、生前贈与の場合に比べて、より明確な持戻免除の意思表示の存在が認められることを要する」と判示しています。

本ケースでは、Ｘの遺言書に持戻免除の意思表示は記載されておらず、また黙示の持戻免除の意思表示の存在を認定する事実もありませんが、一定の要件を満たす場合、次項で説明するように、持戻免除の意思表示が法律上推定される場合があります。

なお、持戻免除の詳細については、Ｑ＆Ａ編第５章「〇持戻免除」を参照してください。

２　持戻免除の意思表示を推定できるか否かを確認する

婚姻期間が20年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をした場合、当該被相続人は、その遺贈又は贈与について、持戻免除の意思表示をしたものと推定されます（民903④）。これはあくまでも法律上の推定ですので、被相続人がこれと異なる意思表示をしていたと立証できた場合には、この推定は破られることになります。

本ケースでは、ＸとＡの婚姻期間は30年を超えており、Ｘは、これまでＡと同居していた不動産（土地及び建物）を遺贈していますので、民法903条４項により、Ｘの持戻免除の意思表示が推定されることになります。

以下に紹介する遺産分割協議書は、本ケースの場合Ｘの持戻免除の意思表示が推定され、推定を破るような事情もないことから、トラブル防止の観点から共同相続人全員がＡへの不動産の遺贈に持戻免除の意思表示があったと認め、その旨の規定を設けるとともに、残りの相続財産（預金）をＢとＣが法定相続分に従って分けることとした場合の文例です。

文　例

○遺産分割協議書DL

遺産分割協議書

被相続人Ｘ（令和○年○月○日死亡　本籍地○○県○○市○○町１－２－３）の相続財産について、共同相続人Ａ、Ｂ及びＣは、遺産分割協議の結果、以下のとおり分割することに合意する。

１　相続人Ａ、相続人Ｂ及び相続人Ｃは、被相続人Ｘが相続人Ａに遺贈した次の不動産について、被相続人Ｘが特別受益の持戻免除の意思表示をしたことを確認する。

⑴　土地

所在　　東京都○区○町○丁目

地番　　○番

地目　　宅地

地積　　○○．○m^2

⑵　建物

所在　　東京都○区○町○丁目○番地

家屋番号　○番

構造　　木造瓦葺二階建

種類　　居宅

床面積　　１階　○○．○m^2

２階　○○．○m^2

２　相続人Ｂは、次の預金を取得する。

○銀行○支店　普通預金　口座番号○　口座名義Ｘ

３　相続人Ｃは、次の預金を取得する。

○銀行○支店　普通預金　口座番号○　口座名義Ｘ

以上のとおり相続人全員による遺産分割協議が成立したことを証するため、本協議書を３通作成し各自が署名押印の上、各自１通ずつ所持する。

令和○年○月○日

住所　東京都○区○町○丁目○番

相続人　Ａ　　実印

九八二

住所　東京都○区○町○丁目○番
相続人　Ｂ　　実印
住所　東京都○区○町○丁目○番
相続人　Ｃ　　実印

＜作成上のポイント＞

① 持戻免除の意思表示があったことを確認する内容の規定を設ける場合、後日疑義が生じることを避けるため、第１項のように、対象となる特別受益等について、明確に規定します。

② 本ケースとは異なり、Ｘが、生前、不動産をＡに贈与し、ＡＢＣに対して持戻しは免除する旨明確に伝えていたが遺言はない場合、第１項については、「相続人Ａ、相続人Ｂ及び相続人Ｃは、被相続人Ｘが相続人Ａに贈与した次の不動産について、被相続人Ｘが特別受益の持戻免除の意思表示を生前にしたことを確認する。」といった内容とすることが考えられます。

承継手続

相続人Ａが土地及び建物について所有権移転登記の申請をする場合、被相続人Ｘの検認済の自筆証書遺言、被相続人Ｘが死亡した事実が分かる同人の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は除籍全部事項証明書（除籍謄本）並びにＡが相続人であることが分かるＡの戸籍全部（個人）事項証明書（戸籍謄抄本）を添付して申請します。また、被相続人Ｂ及びＣが預金名義の変更手続を行う場合、遺産分割協議書のほか、戸籍全部事項証明書等の相続人であることを証する資料、各相続人の印鑑証明書原本が必要となることが一般的です（印鑑証明書の有効期限については手続機関により異なりますので確認する必要があります。）。

○空家を取り扱う類型

近年、少子高齢化や人口減少とともに空家が増え、建物の老朽化による倒壊の危険、土地の荒廃、ごみの不法投棄、放火、犯罪行為への利用等空家をめぐる問題についても報道等で話題になることが少なくなくありません。相続は、空家が生じる主な原因の１つであり、上記のような空家問題につながるため、相続の際には、相続土地国庫帰属制度等も活用しながら、空家問題の発生を防ぐという意識が必要です。

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（以下「空家対策推進法」といいます。）により、空家に対する管理が一層求められるようになっている中、被相続人の相続財産に空家がある場合には、遺産分割協議に当たっても留意する必要があります。

そこで、本ケースでは、空家に関する基本知識を前提として、相続財産に空家がある場合の遺産分割における留意点や適切な遺産分割の方法を検討します。

分割方法の検討

１　「空家」の遺産分割方法の選択肢と留意点

相続財産に空家がある場合の遺産分割には、大きく分けて、①相続人が空家を取得し使用するケース、②相続人が空家を売却して売買代金を分けるケース、③相続人が空家を解体し、借地であれば更地にして地主に土地を返還したり、又は被相続人の所有地であれば国庫に帰属させたりするケース等が考えられます。

相続人がいずれを選択するかは、空家を取得して利用する相続人がいるか否か、空家やその底地にどれだけの財産的価値があるのか、解体等にかかる費用がどのくらいかかるか等を検討して決められることが一般的です。

遺産分割をする時点ですでに長期にわたって空家になっているものについては、遺産分割をするために、空家となっている建物やその底地である土地の権利関係を調査して明確にする必要があります。また、相続人の一部が不在者であれば不在者財産管理人の選任を行う等の必要もあります。

空家である建物の時価評価は、固定資産税評価額を考慮して考えられる場合もありますが、実際に建物の状態が悪い場合には時価評価は実質的にゼロ又はマイナスとな

る場合も考えられます。その場合には、空家を解体して更地にするということもあり得ますので、空家を承継する場合の費用等も考慮して、遺産分割協議を行うこともあります。

2　「空家」の遺産分割のポイント

⑴　空家を取得する場合のリスク

「空家」とは、一般的には人の住んでいない家をいいますが、空家対策推進法においては、「空家等」とは、「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含みます。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。」と定められています（空家対策推進法２①）。特定空家や管理不全空家等の「空家等」に関しては、Ｑ＆Ａ編第３章第２「〇建物」の該当箇所を参照してください。

空家は、老朽化による倒壊により民事上の損害賠償責任を負う可能性があったり、ごみの不法投棄により近隣住民に大きな迷惑をかけたり、犯罪行為への利用等の問題があります。また、不動産登記法上、空家であり誰も利用していなくても、相続後は一定期間内に登記変更手続を行わなければなりません。さらに、空家対策推進法上、自治体からの指導・勧告・命令・代執行の対象となりうる可能性もあります。対象物件が特定空家等に該当し、すでに行政から指導等を受けているような場合には、どのような対応をする必要があるかを検討し、その負担を考慮して、遺産分割を行う必要があります。

固定資産税等の住宅用地特例は、住宅政策上の見地から、居住の用に供する住宅用地について税負担の軽減を図るために設けられた措置で、固定資産税等が減額されるものです。適切な管理が行われていない空家が放置されることへの対応として、市区町村長から勧告を受けた特定空家・管理不全空家の敷地については、この住宅用地特例の適用対象から除外されます（地方税法349の３の２①）。そうなると、固定資産税額が大幅に値上がりすることがありますので、注意が必要です。

このように、空家の所有者になると、法令上、管理責任や登記義務等も負いますし、管理に費用がかかることもありますので、遺産分割においては、これらの負担も踏まえて検討することが必要です。

⑵　空家の活用

空家は、相続人が居住したり、事業等に用いて活用したりするだけでなく、地

域活性化のための地域交流施設として活用される場合もあります。また、自治体ごとの「空き家バンク」だけでなく、平成30年４月からは各自治体が把握・提供している空家等の情報について、自治体を横断して簡単に検索できるようにするため、公募で募集した事業者が構築・運営した全国版「空き家・空き地バンク」が運用されており、これらも空家等の活用に寄与しています。

空家の活用には、建築基準法や都市計画法上等様々な制限がありますが、空家が活用できるように接道規制・用途規制の合理化、市街化調整区域内の用途変更の点等での配慮がされています。また、区町村やＮＰＯ・民間事業者等による空家の活用や除却（解体）に係る取組に対して、空き家対策総合支援事業補助金が交付される等の支援がありますので、自治体の窓口等で、自治体の助成等の取組や法令の特例等を確認することも円滑な分割につながる場合があると考えられます。

(3)　税金等

空家の最大の発生要因である相続のタイミングで、古い空住宅や敷地の有効活用を促して空家の発生の抑制を図るため、所得税法上、相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等を、令和９年12月31日までの間に売却し、一定の要件に当てはまるときは、譲渡所得の金額から最高3,000万円まで控除することができます。これを、被相続人の居住用財産（空家）に係る譲渡所得の特別控除の特例といいます（所税33、租特35、租特令20の３・23、租特規18の２）。なお、令和６年１月１日以後に行う譲渡で被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等を相続または遺贈により取得した相続人の数が３人以上である場合は2,000万円までとなります（租特35④）。誰も空家を利用しない場合には、譲渡所得税の控除を受けることを想定して換価分割をすることも選択肢の１つと考えられますが、要件を十分に確認する必要があります。

被相続人と同居していなかった配偶者以外の相続人が受ける小規模宅地等の特例（以下「家なき子特例」といいます。）を利用できる場合には、当該相続人が空家を取得することにより、相続税負担が軽減されることがあります。家なき子特例を利用するには、被相続人に配偶者や同居していた相続人が居らず、相続開始前の３年間一定の条件の持ち家に住んだことがなく、相続した宅地を相続開始から10か月間所有し続け、相続開始時に居住している建物を所有したことがないこと等が要件となります（租特69の４参照）が、同特例を利用する場合には要件を満たすか否かを税理士に相談する等、十分に確認しましょう。

検討類型

不動産の遺産分割方法は、現物分割、代償分割、換価分割、共有分割等、いくつかの方法があります（Q＆A編第３章第２「〇不動産の遺産分割（総論）」参照）。

相続財産に空家がある場合には、上記のような点に留意し、遺産分割方法を検討しますが、本書では、以下の３つの類型について検討します。

なお、土地が借地の場合、借地上の空家の処分となり、借地権の処理の問題が生じますが、そちらについてはQ＆A編第３章第２「〇不動産の遺産分割（借地権付建物）」も確認してください。

第１類型　相続人の１人が空家を取得（現物分割）する場合

第２類型　空家を換価分割する場合

第３類型　相続人が空家を共有取得し、更地にして土地を国庫に帰属させる場合

第１類型　相続人の１人が空家を取得（現物分割）する場合

被相続人	X
相 続 人	子A、子B及び子Cの３人
相続財産	不動産（土地、建物（空家））、預金、上場株式
遺 言 書	なし
その他の事情	相続開始時にすでに長年にわたって空家となっている建物であり、建物にも土地にも資産価値はない。今後の維持管理に費用を要する。売却も困難であるため、やむを得ず、Aが取得することとなった。

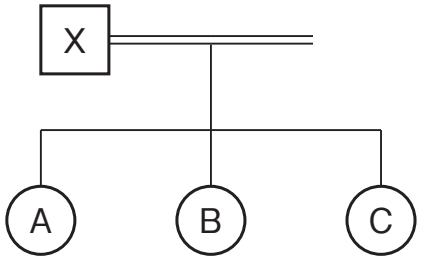

文　例

○遺産分割協議書DL

遺産分割協議書

被相続人X（令和○年○月○日死亡　本籍地　○○県○○市○○町１－２－３）の相続財産について、共同相続人A、B及びCは、遺産分割協議の結果、以下のとおり分割することに合意する。

1　次の相続財産は、Aが取得する。

(1)　土地

所在　　東京都○区○町○丁目

地番　　○番

地目　　宅地

地積　　○○．○m²

(2)　建物

所在　　東京都○区○町○丁目○番地

家屋番号　○番

構造　　木造瓦葺二階建

種類　　居宅

床面積　　１階　○○．○m²

２階　○○．○m²

(3)　上記不動産内の動産

(4)　○○銀行○○支店　普通預金　口座番号○○　口座名義　X

(5)　○○証券○○支店（X名義・口座番号○○○○）で保有していた○○株式会社普通株式3,000株を取得する。なお、相続開始前後を問わず未受領の配当金を含むものとする。

(6)　次項及び第３項の相続財産以外の一切の相続財産

2　相続人Bと相続人Cは、以下の預金を各２分の１ずつ取得する。

△△銀行○○支店　普通預金　口座番号○○　口座名義　X

3　A、B及びCは、不動産、預金、上場株式の相続手続きが速やかに行われるよう相互に協力するものとする。

以上のとおり相続人全員による遺産分割協議が成立したことを証するため、本協議書を３通作成し各自が署名押印の上、各自１通ずつ所持する。

令和○年○月○日

住所　東京都○区○町○丁目○番
相続人　A　実印
住所　東京都○区○町○丁目○番
相続人　B　実印
住所　東京都○区○町○丁目○番
相続人　C　実印

＜作成上のポイント＞

① 長期にわたり放置されている空家は、相続人の全員が空家の取得を希望しない場合も考えられます。相続人全員が取得を希望しなくても、売却もすぐにはできないような場合や、何らかの空家の活用を時間をかけて検討したい場合には、相続人が空家を取得し、少なくとも当面の間は保有することとなります。そのような場合には、空家を取得する相続人が保有するための費用を負担することとなりますので、その負担分を考慮して、預金を多く配分することも考えられます（第１項⑷⑸）。

他の相続人に、別途管理費等の負担を求めることも考えられますが、その場合には贈与税がかかるため注意が必要です。

② 建物内部にある動産は建物を取得する相続人が取得することとするのが合理的です（第１項⑶）。

③ 証券会社等の口座で保有している上場株式は、証券会社や口座番号も併せて記載すると、証券会社での承継手続がスムーズです。また、未受領の配当金を証券会社等から受領するに当たっては遺産分割協議書に明確に記載しておく必要があります（第１項⑸）。上場株式の遺産分割協議書については、協議書編第５章第１「○上場株式を現物分割する協議書」を参照してください。

④ 不動産の名義変更、預貯金の相続払戻手続、株式の承継等については、取得する相続人が単独で手続を行うことができることも多いですが、他の相続人に何らかの協力をしてもらうことも想定されますので、遺産分割協議書に手続協力条項を入れておくことも有用です（第３項）。

承継手続

1　遺産分割協議によって、相続財産である不動産を相続人が単独で相続することとなった場合には、単独所有の相続登記をします。この場合の登記申請は、遺産分割協議書を添付する等して、単独所有することとなった相続人が単独で申請することができます（不登63②）（協議書編第５章第１「〇相続登記未了（被相続人名義のまま）の不動産を現物分割する協議書」参照）。

2　証券会社における株式の名義変更手続では、当該証券会社所定の名義変更依頼書や戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）若しくは法定相続情報一覧図の写し、遺産分割協議書と印鑑登録証明書等が必要となることが一般的です。また、取得する相続人が証券会社に口座を有する必要があり、口座を有していなければ、新たに口座を開設する必要があります。詳細は、協議書編第５章第１「〇上場株式を現物分割する協議書」を参照してください。

3　預貯金の相続払戻手続では、遺産分割協議書と印鑑登録証明書のほか、金融機関所定の依頼書、法定相続人を証明する戸籍又は法定相続情報等が必要となることが一般的です。金融機関によって書類や手続が異なりますので、事前に確認する必要があります。